

第6章：上人壇廃寺跡と 関連遺跡の保存と管理

第1節：保存管理の基本的な考え方

上人壇廃寺跡の保存と未来への継承を目指し、土地利用や開発行為に対する規定や、地区ごとの構成要素を整理し、取扱基準を定めます。

史跡指定地は公有化が完了し、盛土による保存が図られているため、引き続きその保存に努めます。

また、指定地の周辺は、上人壇廃寺跡に関連する遺構・遺物が埋蔵されている可能性があるため、その周知を図るとともに、地権者や開発者の理解と協力のもと埋蔵文化財包蔵地やその周辺地域を含めた発掘調査の結果に基づく保存の措置などが必要となります。このため、今後、保存のありかたや保存区域の設定についても検討していきます。

合わせて、今後想定される公園的な整備にあたっては、地下遺構が破壊されることのないよう盛土する等、遺構の保護に配慮するとともに、史跡へのアクセス道やガイダンス施設の設置などを考慮し、周辺の用地買収等も念頭に入れる必要があります。

今後の調査・研究により石背郡衙中枢の全体像が明確となった場合や、周辺の地権者の協力を得て史跡地の追加指定や公有地を行う可能性があるなど、新たな展開も予測されることから、今後、保存管理の区分や現状変更の取扱いを見直すものとします。

第2節：保存管理の方法

(1) 地区区分

第12表 地区区分

地区区分	項目	概要
指定地 (Ⅰ地区)	範囲	・ 史跡に指定されている範囲である。
	内容	・ 講堂、金堂、六角形の瓦塔など、主要な遺構・遺物が発見されている。
	現状	・ 全域が公有化されている。 ・ 樹木、土側溝がある。

地区区分	項 目	概 要
周辺エリア (Ⅱ地区)	範囲	【周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲】 ・上人壇廃寺跡に含まれる、もしくは関連のある遺構・遺物が確認できる範囲である。また、推定東山道の一部を含む。
	内容	・掘立柱建物跡、竪穴建物跡の遺構や、土師器などの遺物が発見されている。 ・今後の調査結果などにより、史跡の追加指定や公有化などの検討の可能性がある。
	現状	・公共施設、鉄道線路や駅、宅地、道路、畑、工作物、電柱等がある。 ・公共施設、道路以外は民有地である。
関連遺跡群 (Ⅲ地区)	範囲	【石背国・郡衙に関する遺跡群】 ・上人壇廃寺跡と関連の深い栄町遺跡、うまや遺跡、米山寺跡・史跡米山寺経塚群・東山道（推定）など、石背郡衙に関連する遺跡がある範囲である。 ・また、今後の調査・研究により、新たな遺跡や石背国・郡衙の様相が明らかになる可能性のある範囲である。
	内容	・石背郡衙関連遺跡（栄町遺跡、うまや遺跡、米山寺跡・史跡米山寺経塚群、東山道（推定））が発見・想定されている。 ・今後の継続的な調査研究などにより、Ⅰ地区及びⅡ地区と一体的な保存活用が検討される。
	現状	・公共施設、宅地、農地、線路、河川、水路、神社、宅地、農地、道路、電柱、塀などがある。 ・公共施設、道路、河川以外は民有地である。

第 13 表 地区区分ごとの構成要素

地区区分	主要な価値を構成する要素	副次的な要素	その他の要素
指定地 (Ⅰ地区)	・石背郡関連寺院の遺構・遺物（金堂、南門、講堂、区画溝、六角形の瓦塔、経軸端、金鼓、金着緑釉陶器等） ・寺院の立地する地形と緑地帯	・15世紀代の建物跡（土壁とかかわらけ） ・江戸時代の遺物	・樹木 ・土側溝
周辺エリア (Ⅱ地区)	・石背郡関連寺院周辺の遺構・遺物（掘立柱建物跡、竪穴建物跡、溝跡、土師器、須恵器等） ・東山道（推定）（一部）	・寺院成立前および廃絶後の様相を示す遺構・遺物	・史跡の標柱・説明板 ・須賀川第二中学校の構造物（校舎など） ・ＪＲ東北本線須賀川駅（駅舎・陸橋・付帯施設等） ・水路（道路側溝・用悪水路・水路） ・宅地（住居建物・工作物・樹木等） ・農地（田・畑・小屋等） ・道路、工作物（電柱・塀等）
関連遺跡群 (Ⅲ地区)	・石背郡衙関連遺跡の遺構・遺物（栄町遺跡、うまや遺跡、米山寺跡・史跡米山寺経塚群、東山道（推定））	・石背郡衙成立前および廃絶後の様相を示す遺構・遺物（古墳時代の集落跡と出土遺物、平安時代後期の掘立柱建物跡、中世の掘立柱建物跡や井戸跡の出土遺物など） ・岩瀬森（鎌足神社）	・河川（阿武隈川・釈迦堂川） ・ＪＲ東日本東北本線（線路・架空線） ・水路（道路側溝・用悪水路・水路） ・神社（鎌足神社） ・宅地（住居建物・工作物・樹木等） ・農地（田・畑等） ・道路、工作物（電柱・塀等）

(2) 保存の方法

①指定地（Ⅰ地区）

金堂跡の基壇をはじめとする主要遺構が保存されているエリアです。Ⅰ地区は全域において公有地化が完了しており、遺構は盛土で保存されています。これまで出土した遺物は市立博物館、須賀川市歴史民俗資料館で展示・公開しています。また、史跡の地形は、現在までほぼ変わらず残されてきました。これらの遺構・遺物、土地の形状等（原地形）などを引き続き確実に保存し、今後の整備に向け調査研究を行います。

②周辺エリア（Ⅱ地区）

埋蔵文化財包蔵地に含まれる周辺エリアは、上人壇廃寺跡に関連する遺構・遺物が存在すると推定される地区です。

遺跡の周知や啓発を図り、必要に応じ地権者の理解と協力のもと発掘調査を実施します。その結果を踏まえ、史跡の追加指定などを目指します。追加指定後はⅠ地区と同様の取扱いを図るものとします。

当該地域は周知の埋蔵文化財包蔵地であるため、掘削をともなう建築・土木工事等を行う場合は、須賀川市に届出や協議を行う必要があります。工事の内容に応じて、事前に試掘調査などを含めた調査を実施のうえ、現状保存や発掘調査による記録保存等、その保存に努めます。また、開発行為とは別に上人壇廃寺跡に関する遺構・遺物の確認作業を計画的に進め、積極的な保護を図ります。

このほか、景観や地形など、当時のすがたを今にしのばせる空間を後世に残すため、上人壇廃寺跡の評価に応じた景観や植生についても、その調査や保全を図っていく必要性があります。

さらに、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲及びその付近については、新たな遺跡・遺構が発掘される可能性が高いことや、整備にあたっては緩衝帯の設定が必要となることなど、今後、保存区域の設定などについても検討します。

③関連遺跡群（Ⅲ地区）

上人壇廃寺跡と密接に関わる、古代の石背郡衙に関する重要な遺構・遺物が存在すると想定される範囲です。米山寺経塚群を除くほかの史跡については、史跡指定されておらず、開発によって遺構が消滅している個所も含まれますが、上人壇廃寺跡を含む石背郡衙の様相を知る上で重要であることから、Ⅱ地区同様、今後は積極的な保存を図ることとします。また、当エリアの多くに住宅地や工場などが立地しているため、地域住民や地権者に遺跡の理解を得られるよう周知・啓発に努めます。

国の史跡に指定されている史跡米山寺経塚群はⅠ地区と同様な保存方法とします。そのほかの栄町遺跡、うまや遺跡、史跡米山寺跡群については、周知の埋蔵文化財包蔵地であ

ることから、掘削をともなう建築・土木工事を行う場合は、須賀川市に事前に届出を行う必要があります。また、近接地の開発についても、可能な限り事前の協議を行うよう、理解と協力を求めています。やむを得ず、開発行為を行う場合、必要に応じて発掘調査を行います。このほか、開発行為とは別に、推定東山道を含めた石背郡衙関連遺跡に関する遺構・遺物の確認作業を計画的に進め、積極的な保護を図ります。重要な遺構が確認された場合は、必要に応じて史跡指定や公有地化を目指します。

また、景観においても、岩瀬森（鎌足神社）など貴重な緑地帯が現存しており、これらの保全などについても取り組んでいきます。

第 14 表 地区区分の保存管理手法

保存管理・現状変更 の取扱方針	I 地区	II 地区	III 地区
	・原則として、遺跡の調査研究・保存活用に資する行為以外の現状変更を認めない。 ・遺構・遺物を確実に保存するとともに史跡の活用を図るための保存整備を推進する。	・地権者・管理者に遺構保存等について周知する。 ・建築・土木工事等、土地の掘削をともなう行為を行う場合は、事前協議を行う。 ・やむなく掘削行為をともなう行為を実施する場合は、試掘調査を行う。 ・重要遺構が発見された場合は、その保存協力を求め、追加指定を含めた保護措置をとる。追加指定後は公有地化を目指すし、I 地区の取扱いとする。	・地権者・管理者に遺構保存等について理解と協力を求める。 ・建築・土木工事等、土地の発掘をともなう行為を行う場合は、事前に現状変更等の届出及び事前協議、試掘調査を行う。 ・重要な遺構が発見された場合は、その保存の協力を求め、適切な保護措置を取る。 ・史跡米山寺経塚群については国の史跡に指定されていることから、I 地区と同様の保存方法とする。

現 状 変 更	用途	I 地区	II 地区	III 地区
	建築物	・ 建築物の新設は、遺構の調査研究・保存活用に資するもの以外は認めない。	・ 建築物の新築、増設、除去の際に事前届出を行い、協議する事に協力を求める。 ・ 原則として、遺物の調査研究、保存活用に資するもの以外の建築物の新築・増改築は、埋蔵文化財に影響の無い範囲で認める。ただし、事前に届出・協議・試掘調査への協力を求める。 ・ 既存建築物の補修は、遺構の保護や史跡の活用に悪影響を及ぼさないものとするよう協力を求める。	・ 建築物の新築、増設、除去の際に事前届出を行い、協議する事に協力を求める。 ・ 原則として、遺物の調査研究、保存活用に資するもの以外の建築物の新築・増改築は、埋蔵文化財に影響の無い範囲で認める。但し、事前に届出・協議・試掘調査への協力を求める。 ・ 既存建築物の除去の際は、敷地内に遺構のある可能性が高いことから、遺構への影響を最小限にするよう努める。 ・ 事前に届出・協議を行い、必要に応じて試掘調査を行う。
	道路	・ 道路の新設は、遺構の調査研究・保存活用に資するもの以外は認めない。	・ 原則として道路の新設・拡幅は、遺跡の調査研究・保存活用に資するもの以外は認めない。やむを得ない場合は、事前に届出・協議を行う。	・ 県、市などの関連部局に周知し、遺構保全等について理解と協力を求める。
	水路側溝	・ 水路の新設は、遺構の調査研究・保存活用に資するもの以外は認めない。	・ 既存道路の補修は、遺構に影響の無い範囲内で軽微なものに限り認める。 ・ 事前に届出・協議・試掘調査を行う。 ・ 既に計画されている道路の新設・拡幅について、関連部局と十分な協議を行い、遺構への影響を極力軽減するよう求める。事前に試掘調査を行う。	・ 掘削をとまなう行為を行う際には、事前に届出・協議・試掘調査を行う。 ・ 遺構に影響の無い範囲での軽微な補修は認める。事前に届出・協議を行う。

現 状 変 更	用途	I 地区	II 地区	III 地区
	工作物	・ 工作物の新設は、遺構の調査研究・保存活用に資するもの以外は認めない。	・ 掘削をともなう工作物の新設・増設・除去の際には事前に届出・協議・試掘調査を行う。 ・ 事前協議や試掘調査の協力を求め、遺構に影響を与えないものについて認める。	・ 掘削をともなう工作物の新設・増設・除去の際には事前に届出・協議・試掘調査を行う。 ・ 遺構に影響を与えないものについて認める。
	樹木	・ 樹木の植栽・移植は遺構や史跡の活用に影響を及ぼさない範囲に限り認めるが、事前に届出・協議を行う。	・ 掘削をともなう行為を行う際は、事前の届出が必要となる。 ・ 事前協議と試掘調査を行い、遺構に影響を及ぼさないよう協力を求める。	・ 掘削をともなう行為を行う際は、事前に届出・協議、試掘調査を行う。 ・ 遺構に影響を与えないものについて認める。
	埋蔵物	・ 埋設物（上・下水道管、ガス管、電気管）の新設は、遺構の調査研究・保存活用に資するもの以外は認めない。		
	地形	・ 地形の改変は遺跡の調査研究・保存活用に資するもの以外は認めない。		
	軽微な変更	・ 既存の樹木について、土地の改変・掘削をともなわず、史跡の活用に影響を及ぼさない軽微な変更は認める。		

第3節：現状変更等の内容と許可・届け出

（1）現状変更等にかかる取り扱い基準

史跡指定地や埋蔵文化財包蔵地においては文化財保護法に基づく現状変更等の制限などがあります。また、上人壇廃寺跡の史跡指定時の保存要件には、「（1）発掘をしないこと、（2）遺物を採取しないこと、（3）現状を変更しないこと」の3点が掲げられています。

<史跡指定地の現状変更等について>

現状変更等の許可が必要な行為 (文化財保護法 125 条)	・ 土地の形状を変更する ・ 建築物の新築・改修・除却 ・ 木竹の伐採・植栽・移植・抜根 ・ 史跡の発掘調査及び保存整備工事 ・ その他史跡の保存に影響を及ぼす行為
現状変更等の許可が不要な行為 (文化財保護法 125 条第 1 条ただし書)	現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合
現状変更などに該当しない日常的な維持管理	史跡指定地において遺構に影響の無い日常的な維持管理のための行為については現状変更等に該当しない。ただし、原則として事前に協議を行うものとする

<埋蔵文化財包蔵地の現状変更等について（文化財保護法第 93・94 条）>

埋蔵文化財包蔵地の現状変更	埋蔵文化財包蔵地となっているエリアについては、建築・土木工事など、土地の掘削をともし行為を行う場合は、事前に届け出・通知を行わなければならない。
---------------	--

＜現状変更等の取扱い方針の概要＞

保存管理行為	法的手続き	手続き先	取扱いの考え方
維持管理	手続きを要しない	なし	事前協議
非常災害時の措置	手続きを要しない	なし	
復旧（修理）	滅失・き損届、復旧届、終了の報告を要する	文化庁（県文化財課）	本取扱基準による
・その他の行為 ・史跡の保存整備 ・建築物の改修・改築 ・工作物の補修・改築 ・埋設物の補修・改築 ・樹木の伐採 ・その他公益上及び住民の生活権上必要な行為	現状変更の許可申請、終了の報告を要する	文化庁（県文化財課）	本取扱基準による

＜軽微な現状変更の内容＞

文化財保護法施行令第5条第4項により、次に掲げるものについては、都道府県の教育委員会又は須賀川市教育委員会が条例・規則で定めることにより行うことができます。

・小規模建築物（階数が2以下、建築面積が120㎡以下など）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除去 ・小規模建築物の新築、増築、改築又は除去（増築、改築又は除去にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物） ・工作物（建築物を除く）の設置、改修若しくは除去（設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る） ・道路の舗装若しくは修繕（土地の形状の変更を伴わないもの） ・法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除去 ・埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修 ・木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る）

【参考】

＜須賀川市文化財保護条例 第12条（現状変更等）＞

市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、維持のための措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、この限りでない。

＜須賀川市文化財保護条例施行規則 第7条＞

条例第12条第1項（条例第24条で準用する場合を含む。）及び第30条第1項の規定による現状変更の承認を受けようとする者は、第10号様式による申請書を、変更しようとする日の20日前までに、教育委員会に提出しなければならない。

（2）許可を要しない行為について

法第125条第1項ただし書に規定する「現状変更については維持の措置を執る場合又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合」「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」については、現状変更の許可は必要ありません。

第4節：公有地化及び追加指定の考え方

Ⅱ地区は上人壇廃寺跡の埋蔵文化財包蔵地であり、発掘調査等によって上人壇廃寺跡に関連する新たな遺構・遺物が発見される可能性があることから、今後、保存区域の設定、追加指定及び公有地化についても検討します。

Ⅲ地区は、石背郡衙関連遺跡が含まれるエリアとなります。Ⅱ地区同様、開発等による必要な遺構が発見された場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲の拡大や必要に応じた保存措置を検討します。

Ⅱ・Ⅲ地区ともに現状維持を基本としますが、関連計画に基づき、将来に向けての整備及び史跡指定・公有化の状況に応じて遺構のありかたに沿った整備を行います。

第7章：上人壇廃寺跡と

関連遺跡の活用

第1節：活用の方向性

史跡の持つ価値を社会に伝え、その価値を学び、体験できる活用を目指します。また、上人壇廃寺跡を史跡公園として整備することで、市民はもとより、市外からの来訪者の憩いの場としての活用、市民による上人壇廃寺跡を活用した自主的なイベント開催や生涯学習、学校教育活動など日常的に利用される場となることを目指します。

上人壇廃寺跡を須賀川市のかげがえのない文化的な資源・遺産として、地域住民が誇りと愛着を持てるよう、継続的な啓発と積極的な活用に努めていきます。

特に、平成30（2018）年は石背国建国から1300年、上人壇廃寺跡が国史跡に指定されてから50年という節目の年であることを契機に、上人壇廃寺跡に対する認知度を高める積極的な啓発活動を行います。

第2節：活用の方法

（1）学習の場としての活用

市内外に向けて、上人壇廃寺跡及び石背郡衙関連遺跡群に関する講座や体験学習を開催します。具体的には、副読本やパンフレットを作成し、上人壇廃寺跡に隣接する須賀川第二中学校をはじめとする小・中学校と連携した「ふるさと学習」等を行い、地域への愛着及び誇りの醸成を目指します。

（2）市民活動の場としての活用

「（仮称）上人壇廃寺跡を守る会」や「（仮称）ふるさとづくり協議会」を立ち上げるとともに、市民活動の場としてボランティアガイドの育成や歴史講座の開催等、市民による自主的な史跡の利用を推進します。

（3）観光・交流及び情報の発信拠点としての活用

駅近くという好立地を生かし、須賀川市の観光・交流拠点及び情報の発信拠点として活用します。上人壇廃寺跡と密接に関連する石背郡衙関連遺跡群等と連携した、ガイドツアーの実施や統一したサインや案内板の設置、多言語化に対応した情報発信を行います。

今後は模型展示やAR・VR等ICTの活用による上人壇廃寺跡の新たな魅力の発信、イベントや祭りを開催し、市内外からの利用者及び交流人口の増加と交流の促進を図ります。

（４）調査研究の場としての活用

上人壇廃寺跡及び周辺の石背郡衙関連遺跡群の調査を継続的に進め、今後も発掘調査及び文献資料、出土遺物を含めた調査研究を継続し、その成果を公表します。

また、古代官衙遺跡の情報共有や、人的交流の促進を目的とし、県内外の古代官衙遺跡を有する関連自治体及び団体と連携した、シンポジウムや講演会等の共同事業の開催を検討します。

（５）憩いの場としての活用

指定地は、当時のすがたを今にしのばせる空間であり、須賀川駅西側に隣接する憩いの場として、指定地からの眺望を生かした公園的整備を検討します。

また、指定地周辺には、ガイダンス施設やトイレの整備など、人々が集う場としての活用についても合わせて検討していきます。

■活用の実例

①須賀川知る古会の取組

須賀川知る古会では、須賀川市の歴史・建築物・景観・樹木・人との交流を通じてまちへの関心や愛着心を深め、誇りを持ち、地域の歴史文化の継承とまちの活性化を目的とし、須賀川第二小学校の総合学習「ふるさと探検隊」の一環で、須賀川地区の町探検・散策を実施しています。そのなかの一つとして、上人壇廃寺跡を含む石背郡衙関連遺跡を巡る学習を実施しています。



第 52 図 知る古会活動の様子

②須賀川市の取組

【須賀川市立博物館】

市立博物館では、常設展や企画展示などにおける遺物等の展示に加え、各種講座などで上人壇廃寺跡の現地見学等を実施しています。このうち、平成27年の「企画展ハックツすかがわ」考古学の世界

企画展
ハックツすかがわ
考古学の世界

泉蓋(はっくつ)・考古学(うごがく)
と書いて、なにをイメージしますか?

縄文、弥生、古墳、人骨、刀や剣、金銀
財宝、それとも、なその謎号…
今年の夏は、須賀川の土の中にねわっ
ていた「びっくり」「どっきり」なものを博
物館に集めます。
きみは土中の宝物にこめられたナゾを
解き明かせるかな?

おもな展示資料(予定)
縄文時代のナゾ 土偶
一斗内遺跡出土 土偶(縄文時代)
(須賀川市立博物館蔵)
これが須賀川の弥生人だ
社内平遺跡(弥生前期)出土 人骨(弥生時代)
赤くぬれた岩の窟
弘法12号遺 縄文石器(弥生時代)
運命！ 須賀川から見つかった土器にナゾのメッセージ?
須賀川市出土 縄文土器(弥生時代)

ほか 須賀川市で出土した主要な考古資料

会期中の休館日／毎週月曜日
開館時間／午前9時～午後5時
(入館は午後4時30分まで)
観覧料／大人200円(150円)大学生・高校生100円(70円)
小学生以下・65歳以上・障害者手帳をお持ちの方は無料
※13歳以上20歳未満の団体料金
※8月21日(金) 須賀川市の日観覧無料

会期中のもよおし

スカガワ・ナイトミュージアム 夜の博物館探検
8/1(土) 19:00～20:00
懐中電灯の明かりだけで、夜の展示室を探索します。
対象：幼児から大人(小学3年生以下は保護者同伴)
定員：25人 参加費：無料ですが観覧券が必要です。
持ち物：懐中電灯

須賀川のナゾをときあかせ！ミステリーツアー(史跡めぐり)
8/5(水) 9:00～13:00
須賀川市内の遺跡を探索します。行き先は秘密です。
対象：小学生(3年生以下は保護者同伴)
定員：30人 参加費：500円(観覧券・保険料)
持ち物：帽子 水筒

どんな年?ドングリ(縄文時代の食体験)
8/11(火) 10:00～正午
縄文時代の人が食べていたドングリを料理して食べてみよう。
対象：幼児から大人(小学3年生以下は保護者同伴)
定員：20人 参加費：100円

申し込み方法
博物館へ電話でご予約ください。
7/15(水)から受付をします。定員に達し次第締め切ります。

予約不要
ギャラリートーク(展示解説会)
7/25(土) 11:00～正午
参加無料(観覧券が必要です)
作ってたのしむ 考古学
会期中随時
土器の形を紙にのり(無料)
「天邪鬼」のかんむり(無料)
土版ベンダント(無料)
土版アクセサリー(有料)
※選べたで実施します。

須賀川市立博物館
〒962-0642 福島県須賀川市須賀川
TEL 0249(77) 5229



第 53 図 市立博物館の取組

【文化振興課の取組】

現在策定中の歴史文化基本構想の事業の一環として、上人壇廃寺跡の理解を深めるための講演会を開催しています。



須賀川市歴史文化基本構想策定事業 第2回講演会
いおせのくに

石背国 建国1300年と 国指定史跡上人壇廃寺跡整備事業

しょうにんだんはいじあと

平成30年は、古代陸奥国から石背国と石城国が分離、建国された年から1300年を迎えます。その石背国の役所（官衙）があった場所が現在の須賀川駅周辺と考えられています。現在、市では石背国に関連した国指定史跡上人壇廃寺跡の史跡整備事業を行っています。今回の講演会では、史跡整備を行う意義と石背国に関連した遺跡群の特質について、わかりやすくお話していただきます。

日 時 平成30年1月28日(日)
午後1時30分～午後3時00分(開場:午後1時)

会 場 須賀川市役所4階大会議室

講 師 荒木 隆 さん(福島県立博物館主任学芸員)

【講師プロフィール】
福島県立博物館学芸員。考古学担当。県立博物館で開催される考古学講座や体験活動の講師のほか、県内各地で考古学のおもしろさや遺跡の整備・活用に関する講演会を行っている。

定 員 100名

参 加 費 無 料

申 込 方 法 平成30年1月10日(水)より文化振興課(市役所2階)で整理券を配布いたします。
定員になり次第、募集を締め切らせていただきます。

問い合わせ先 ☎88-9172(文化振興課 文化財係)

上人壇廃寺跡(国史跡)…石背(岩瀬)郡付属の寺跡

須賀川駅の北側、須賀川第二中学校の近くにあります。奈良・平安時代の石背郡付属の寺跡で、国の史跡に指定されています。
発掘調査の結果、一辺75mの範囲に南門、小金堂、講堂が並び、並ぶ金堂内に珍しい配置(寺院の配置)で、寺院に用いた瓦や土器類などのほか、瓦塔(焼き物の塔)や金鼓(鉦鼓:鉦鼓など)で用いる鉦。精巧な装飾を施したお経の軸止めなどが出土しています。

上人壇廃寺跡 (平成20年 発掘調査結果)

出土瓦塔・瓦

出土金鼓(鉦鼓)

出土銅軸頭

第2期 新築期(8世紀後半)の上人壇廃寺跡

今後も講演会を予定しております。ぜひご参加ください。

須賀川市では、歴史文化資源の保存活用とそれらを活かしたまちづくりを推進するため「須賀川市歴史文化基本構想」の策定を進めています。次回講演会を予定しておりますので、ぜひご参加ください。

第3回「昔話にこめられたメッセージ ～いにしえに学ぶ幸せの原風景～」
平成30年2月25日(日) 午後1時30分～午後3時
講 師 鶴り部 ふくしま四人会(佐藤さと、穴澤修子、安田きよ子)

第54図 須賀川市歴史文化基本構想講演会

第8章：上人壇廃寺跡と

関連遺跡の整備

第1節：整備の方向性

上人壇廃寺跡は、これまで整備はほとんど行われてこなかったことから、史跡の地形は現在までほぼ変わらず残されています。このため、指定地の遺構・遺物や埋蔵文化財の保護を前提とした、史跡を有効に活用するための整備を目指します。

整備にあたっては、鉄道の線路や須賀川第二中学校に近接することや、史跡地内にある排水計画などに留意して進める必要がありますが、公有地の計画的な整備を図り、調査研究成果などに柔軟に対応できる整備を検討していきます。

史跡公園としての全体的な整備に着手するまでには長時間を要することから、整備事業は短期計画、中・長期計画として段階的に進めることとします。公園化等の整備は、須賀川市第8次総合計画や中心市街地活性化基本計画等、市の関係する計画と整合を図りながら取組ます。今後、周辺の石背郡衙関連遺跡と連携した活用を図ることで、人々が憩い、須賀川市の文化を継承する場として、特色ある情報拠点としての整備を進めていきます。

また、国は観光立国の実現に向けた多言語対応の改善・強化を促進しています。本市においても、訪日外国人旅行者の滞在環境の整備に向け、説明板やパンフレット等の多言語表記に対応していきます。

第2節：整備の方法

(1) 指定地（I地区）

整備の方法	整備の内容
標柱・説明板の設置	上人壇廃寺跡の案内や、時代背景に関する詳細な説明板などの設置を行います。現在設置されている標柱や説明板についても、その移設や新設などを含め、検討していきます。 なお、説明板のデザインについては景観に配慮したものとし、周辺の石背郡衙関連遺跡群と一体的な空間を演出できるよう、文字やフォントの統一など、効果的な方法についてもあわせて検討します。
地形・空間の復元	上人壇廃寺跡の立地する地形や空間を復元できるような方法について、VRやARなどの利活用や、周辺の中心市街地地形を俯瞰できるような展望スペースの設置などについて検討します。
植栽整備	指定地内の植栽に関しては、既存木を極力活用し、また当時のすがたをしのばせる植生や眺望等を失うことがないよう留意しつつ、快適な空間を形成します。

園路の整備	史跡内を周遊できるような園路の整備を検討します。園路の整備においては、周囲との動線や景観、また復元した遺構との関連等を十分に考慮したものとしします。
遺構の表現	遺構の表現は、平面的な表示を視野に、当時の伽藍配置が理解できるようなわかりやすい、視覚的に訴えるような方法・内容について検討していきます。特に、上人壇廃寺跡の由来となった基壇建物跡については、基壇の復元も含めて検討します。

(2) 周辺エリア（Ⅱ地区）及び関連遺跡群（Ⅲ地区）

整備の方法	整備の内容
ガイダンス施設の整備	ガイダンス施設の整備に向け、場所やその内容について検討します。ガイダンス施設は、瓦塔の復元模型や伽藍の模型など上人壇廃寺跡を理解する目的のほかに、駅近くの立地を生かした施設のありかたについても、今後検討していきます。
駐車場・トイレなどの整備	駐車場やトイレなど、施設利用者や駅利用者などの便益に与する施設や環境の整備を検討します。
アクセス道路の整備 (道路・歩道等)	須賀川駅西地区の都市再生整備事業と連携した、駅から上人壇廃寺跡へのアプローチについて検討します。 同時に、史跡の南西側及び、須賀川第二中学校からのアクセスもあわせて検討していきます。
植栽整備	植栽の整備を行い、景観に配慮した史跡公園への来訪者の受入環境を整備します。
Wi-Fi 整備	Wi-Fi 環境を整備し、史跡公園を核とした観光や来訪者の受入れ環境を整えることを検討します。Wi-Fi 環境の整備は、今後増えると予測される外国人観光客の受入れ体制を強化する上でも有効と考えます。
サイン整備	石背郡衙関連遺跡群と連携し、一体的なサイン整備・説明板の整備等を推進していきます。

第9章：上人壇廃寺跡と 関連遺跡の管理運営・体制の整備

第1節：管理運営・体制整備の方向性

上人壇廃寺跡の適切な保存管理と有効な活用を目指し、専門の職員の配置等の充実した体制を整えます。

今後の活用や管理運営では、周辺の地域住民、市民、関連団体、行政の連携部局が協働する管理運営体制の構築が必要であると言えます。

住民によるボランティアガイドの育成や史跡公園整備後の公園のありかたの検討、また、多くの人が訪れ、賑わいのある史跡公園を目指すための方法等を検討します。

また、今後の調査研究及び普及啓発に向け、博物館や各有識者との連携、また古代官衙遺跡を有する自治体及び関連団体との連携を強めます。

第2節：管理運営・体制整備の方法

（1）史跡の管理責任

史跡の管理責任者は須賀川市です。文化庁及び福島県教育委員会の指導のもと、今後も保存管理を推進するものとします。

（2）市民の参画

市民の活動への参加を促します。ボランティアガイドの育成や、生涯学習の一環としての活用及び参加を図り、市民主体の多様な活動の拠点とします。

（3）関連部局との連携

今後の本格的な活用・整備に向けて、市の関連部局や地元自治会、市民団体、NPO等と連携したイベントの企画・実施、保存・活用・整備・運営を目指します。

（4）協議会等の立ち上げ

円滑な保存・活用・整備・運営を行うため、「（仮称）上人壇廃寺跡を守る会」や「（仮称）ふるさとづくり協議会」などの創設を目指します。協議会創設にあたっては、自治会や各種団体、学校関係者等、多様な関係者が参画するものとします。

（５）公園の指定管理

多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応するため、上人壇廃寺跡を史跡公園として整備後の運営のありかたについて、指定管理者制度や民間活力の可能性も踏まえて今後検討します。

史跡公園を多面的に使用するにあたり、自然災害時などの避難拠点としての使用も検討されることから、日ごろの整備・点検に加え、消防署や消防団との連携強化等が求められます。

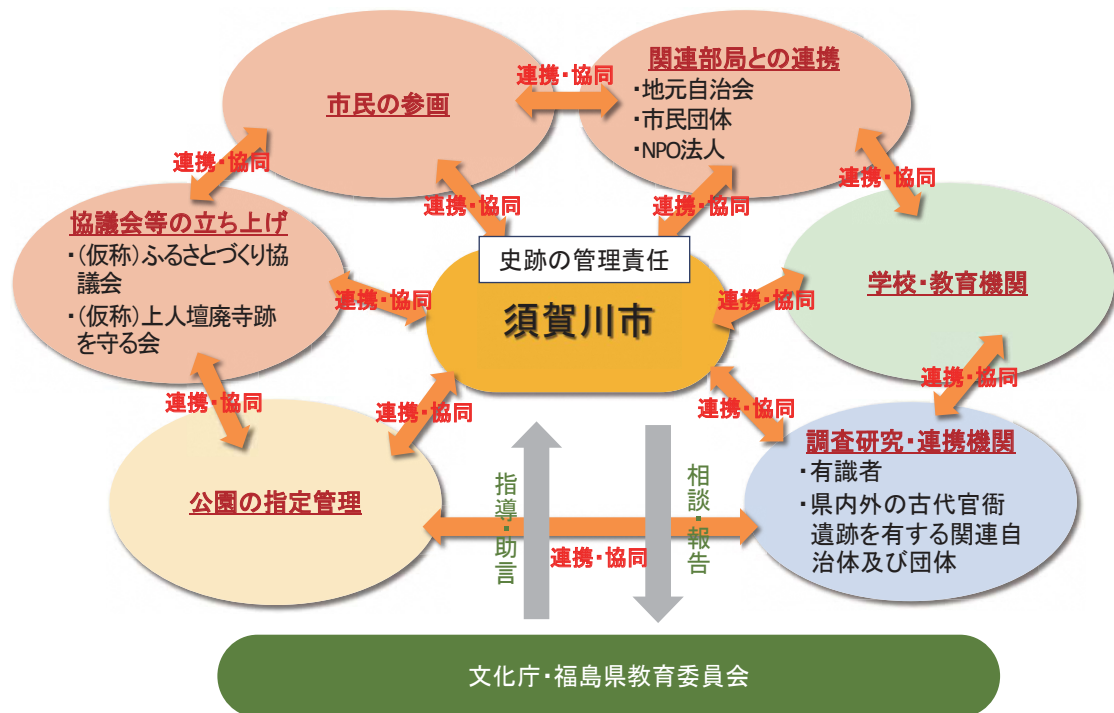
（６）学校・教育機関との連携

近接する須賀川第二中学校をはじめとする市内の教育機関と連携します。特に須賀川市におけるふるさと学習の拠点の一つとして、史跡見学や体験学習、課外活動の参加を図ります。

（７）他自治体・有識者及び研究機関との連携

県内外の古代官衙遺跡や寺院遺跡の管理運営を担う組織との情報交換や共同事業の実施を促進するため、連携体制を確立・強化します。

また、上人壇廃寺跡及び周辺遺跡の調査を継続的に実施し、有識者及び研究機関と連携した研究もあわせて検討します。



第 55 図 体制図

第 10 章：施策の実施計画の策定・実施

第 1 節：施策の実施計画の策定・実施の方向性

各施策の実施の手順として、以下のステップを進めていきます。

- 第 1 ステップ：史跡の「保存」を第一に、保存に向けた調査、史跡指定地の拡大に向けた取組を進めていく。
- 第 2 ステップ：上人壇廃寺跡並びに古代の石背郡に関わりのある遺跡の市民への周知、啓発を進めていく。
- 第 3 ステップ：上人壇廃寺跡並びに古代の石背郡に関わりのある遺跡の活用を、市民等と協働で進めていく。
- 第 4 ステップ：活用の熟度を踏まえ、史跡公園として整備を進めていく。
- 第 5 ステップ：須賀川駅西地区の都市再生整備事業や中心市街地活性化計画などと一体化した、上人壇廃寺跡周辺エリアの回遊性の向上等に向けた整備や活用を進めていく。
- 第 6 ステップ：市民等と協働・共働した管理運営・体制の整備を進めていく。

上記のステップを踏まえ、今後実施する保存・活用・整備・管理運営体制の整備に係る各施策について、短期並びに中・長期の工程に分け、個々の実施計画の検討・策定、並びに計画の具体化を図ります。

第 2 節：施策の実施計画の策定・実施の方法

今後実施する保存・活用・整備・管理運営体制の整備に係る各施策について、以下のよう工程により実施します。

短期計画は概ね 5 年を期間とし、史跡の保存と、市民等への周知・啓発、史跡の活用促進、整備、体制づくりを以下の工程で実施していきます。

第 15 表 実施計画表

実施項目		短期計画	中・長期計画
保存	継続的な調査・研究の推進	継続的な調査・研究	
	追加の公有地化に向けた取組	追加の公有化に向けた取組	
活用	周知・啓発	啓発イベントの実施 ・学校と連携した歴史学習などの実施 ・博物館と連携した市民参加型の学習イベント ・調査・研究結果の公表 等	
	史跡の活用	ボランティアガイドの育成、ガイドツアーの実施 ・副読本・パンフレットの作成 ・模型・展示パネルの作成・展示 等 憩いの場としての活用促進	
整備	史跡の公園的整備	・史跡公園としての整備に向けた調査 ・史跡公園基本計画、実施設計	史跡公園の整備（標柱・説明板の設置、地形・空間の復元、植栽整備、園路の整備、遺構の表現）等
	周辺エリアの整備	・ガイダンス施設の整備 ・駐車場・トイレ等の整備 ・アクセス道路の整備 ・Wi-Fi 整備 ・植栽整備 ・サイン・説明板の整備 等	
体制	管理・運営体制の整備	地域住民との合意形成	協議会等の立上げ、運営
		指定管理、民間活力導入の検討・実施 ・市民の参画 ・学校・教育機関との連携 ・他自治体、有識者等との連携	

第 11 章：経過観察

第 1 節：経過観察の方向性

史跡の適切な保存と有効的な活用を図るためには、継続した取組を進めていくことが重要です。そのためには、点検項目に沿って、定期的な点検を継続して実施していくことが必要です。点検においては、現状を分析・把握し、問題点を整理したうえで課題を抽出し、それに対する改善策を講じていくことが求められます。

なお、経過観察においては、具体的な進捗状況や数値での把握を行います。

第 2 節：経過観察の方法

経過観察は須賀川市が主体となり実施し、その結果は市民に公表するものとします。経過観察においては、PDCA サイクル（Plan（計画） Do（実行） Check（評価） Act（改善））に基づき点検を行います。

P（Plan（計画））	・ 当計画に基づき、保存及び活用に係る事項、事業予算や体制等の現状を把握します。 ・ 現状を踏まえて、短期の活動計画を立案します。活動計画の内容は、実現可能な具体的な計画とします。
D（Do（実行））	・ 計画内容を実行します。
C（Check（評価））	・ 各取組がどの程度達成できているかを具体的に把握します。 ・ 評価の内容については各関係機関で把握し、今後の課題及び取組目標を明確にします。
A（Act（改善））	・ 評価の結果を踏まえ、課題を整理し、次期計画に反映させます。 ・ 進捗が見られなかったものに対しては、なぜ進まなかったのか、なぜ達成できなかったのかを検証し、計画内容の変更及び廃止を検討します。

第 16 表 点検項目

点検項目	点検内容	
保存	遺構・遺物は適切な状態で保存されているか	
	土地の形状は変更することなく保存されているか	
	建築及び土木工事等の事前の届出は徹底されているか	
	計画的な発掘調査が実施されているか	
	指定地の拡大に向けた協議や準備は進められているか	
	石背郡衙関連遺跡群は適切な状態で保存されているか	
活用	学習の場として活用されているか	
	市民活動の場として活用されているか	
	観光・交流及び情報発信の拠点として活用されているか	
	調査研究の場として活用されているか	
	憩いの場として活用されているか	
整備	指定地 (Ⅰ地区)	標柱・説明板の設置はされているか
		地形・空間の復元はされているか
		植栽の整備はされているか
		園路の整備はされているか
		遺構の表現について検討・整備はされているか
	周辺エリア (Ⅱ地区)	ガイダンス機能の整備はされているか。また、適切な状態で保たれているか
		便益施設など受入環境の整備はされているか。また、適切な状態で保たれているか
		アクセス道路の整備はされているか。また、適切な状態で保たれているか
		植栽の整備はされているか
		Wi-Fi 環境の整備はされているか
	関連遺跡群 (Ⅲ地区)	一体的なサイン整備・説明板の設置はされているか。また、適切な状態で保たれているか
管理運営・体制	運営体制が構築されているか	
	市民の参画がされているか	
	協議会は立ち上がったか。また、連携は図れているか	
	公園の指定管理者及び民間活力は検討・導入されているか	
	学校・教育機関との連携は図れているか	
	他自治体・有識者及び研究機関との連携は図れているか	